

山口県

光市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額	従業員（人以上）			
光市	<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和2年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円（中小企業1,900万円）以上のもの</p>	<p>新規雇用 5 （中小企業 2）</p>	<p>不均一課税 （地域再生法）</p> <p>【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p>	固定資産税の一定割合	3年度間
	<p>生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具（測定工具及び検査工具）、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア 建物、構築物</p>	—	<p>課税標準ゼロ （生産性向上特別措置法）</p>	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
光市	光市事業所設置奨励条例	H19.3	<p>①製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業</p> <p>②投下固定資産総額 2億円以上 （中小企業者 2,000万円以上） （小規模企業者 1,000万円以上）</p> <p>※中小企業者に限り、事業を営むために中古施設を取得し、又は賃借した場合も対象とする</p>	<p>事業所設置奨励金</p> <p>○新設、増設または移設した事業所について、事業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課された年度から3年度間各年度の対象資産に係る固定資産税額に相当する額</p> <p>※各年度につき1億円を上限額とする。新設に伴い市内に居住する従業員数が10人以上増加するときは、1億5,000万円を上限額とする</p>
			<p>○事業所設置奨励金該当者で、かつ新規に常用従業員を10人以上雇用 （中小企業者 3人以上） （小規模企業者 1人以上）</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○事業を開始した日の属する年度の4月1日から事業を開始した日以後3年を経過する日までに新規常用従業員として雇用を開始した市</p>

				内居住者1人につき20万円(対象者が高校の新卒者であるときは、30万円)。この場合において、対象者は1年以上継続して雇用しなければならないものとし、奨励措置は対象者1人につき1回限り
--	--	--	--	---